

『豊臣政権の人質・人質政策と北政所』

田端泰子

はじめに

日本の歴史上、人間を質として取る現象が現れるのは中世以後である。とくに戦国期には反抗したり反抗するおそれのある人物の親や妻子を人質とする現象がひろがった。織田信長が明智光秀の親を人質とした事例が思い起こされる。

質に取るといふ現象は、人の他に物について発生する場合があり、債権の担保として、人や物が取られることがあった。こうした債権の質にされ、時には奴婢・下人や所従など使用人に転落させられることはあり、『とはずがたり』⁽¹⁾や、説教節「安寿と厨子王」⁽²⁾の話が、そうした事例の存在を傍証している。

本稿では債権による質物としての人質の存在を認識しつつ、戦国時代から一般化した政治的意図をもって置かれた人質について考察する。さらには、戦国期から広がった人質を、政策として大規模に採用したのは、豊臣秀吉であると考ええる。こうした人質を政策として

確立するために、秀吉政権はどのような方法を考え出したのか、だれがこの人質を管轄したのか、豊臣政権の人質政策はその後どのように受け継がれたのかに注目し、こうした人質が個人の問題を離れ、政策となった時点―豊臣政権期―における人質をめぐる諸問題について考察する。

一 戦国大名の人質・織田信長の人質

織田信長が取った人質がどのようなものであったかを検討する前提として、戦国大名の人質の意義を考えておきたい。織田信長は永禄十一年に入京を果たすが、まだこの段階では戦国大名の一員に過ぎず、天正年間に安土城を建設し、城下町を整備するところになって初めて戦国大名一般から抜け出したと考える。したがって、戦国大名一般の中に元龜年間までの織田信長は含めて考察できると思う。そのため戦国大名の人質の意義をまず明らかにし、次いで天正年間以後の信長の人質の意義とはどのようなものであったかについて考えることにする。

(1)

戦国期に今川氏や織田氏の人質となった有名な人物に、徳川家康がある。そこで戦国期の人質については、家康の経歴を辿ることによって人質の意義について考えてみたい。家康の若いころは戦国争乱の時期にあたり、家康がどのような境遇を体験したかを探ることで、この時期の人質の実態が見えてくると思われる。

徳川家康は天文十一年（二五四三）十二月二十六日、三河国岡崎に生まれた。父は岡崎城主松平広忠、母は刈谷の城主水野忠政の次女「於大」（おだい・法名伝通院）であつた。このころの松平氏は、戦国大名今川氏と織田氏に両側から圧迫されるかたちで存在していた。松平広忠は今川家に属したが、広忠の子信元は織田家に属したので、於大は離別され、三歳の竹千代（家康）を連れていったん生家に帰り、後、尾張阿久比の城主久松俊勝に再婚した。竹千代三歳の時のことである。その後、竹千代は六歳で今川氏に対する「人質」⁽³⁾として送り出される。しかし、その旅の途中、織田方の三河田原城主戸田憲光の嫡子政光に奪われ、織田信秀の元に連れてこられ、織田氏の人質になるのである。この時竹千代は伊勢熱田の加藤図書に預けられた。最初の人質生活は六歳から加藤家において始まったのである。

六歳という幼少時から今川・織田両氏の人質とされた竹千代が、生まれ故郷岡崎に帰つたのは、天文十八年（二五四九）八歳の時であり、父広忠が亡くなつて、岡崎城がその主君今川氏のものとなり、今川氏はさらに、安城の城を攻略してその城主織田信広を捕らえたためである。今川氏と織田氏との人質交換「人質替」⁽⁴⁾の一環として、竹千代は岡崎に返された。

岡崎に帰つたのは「人質交換」という名目が成立したためであり、竹千代の境遇は人質であることに代わりはなかった。また、岡崎に帰つてすぐ、「近年の約束を破るわけにはいかない」からという理由で、竹千代はすぐさま今川義元の元に入質として赴いたので、義元は喜び、駿河の宮ヶ崎に新邸を拵えて住ませたという。

弘治二年（一五五六）、今川義元の御前で元服して次郎三郎元信と称し、今川義元の妹婿で、元服時に理髪の役を務めた関口親永の娘（後の築山殿）と結婚する。十五歳での元服、次いで婚姻のいずれも、今川氏の人質として、今川家のお膳立てによつて執り行われた。婚姻の後、義元の計らいで岡崎に帰ることができた。そして婚姻の翌年に、名を元康と改名している。

家康十五歳の元服・婚姻・岡崎帰還のいずれもが、今川氏の人質として、今川氏の力を背景になされたものであつたことがわかる。また、元康のそれまでの人質生活は、後の時代のそれに比べて緩やかであることがわかる。今川氏の人質とはいえ、新邸を建てて住ませたり、元服させて婚姻させるなど、半ば養子のような扱いであることに注意しておきたい。

つまり家康は戦国大名織田氏の人質として、加藤図書に預けられた。今川氏の人質時代の家康は、行動の自由はないが、後世の人質のように、一箇所に監禁されるような境遇ではなかった。むしろ、中世鎌倉期以後一般に行われた、烏帽子親と子の関係に近いものであつたといえる。有力者を烏帽子親と頼み、親子の擬制的関係が成立するが、烏帽子親は烏帽子子の後見役という存在だと意識される。そのため烏

帽子親子の關係は、厳しい場合には主従制に近くなることもある。烏帽子親北条時政と烏帽子子曾我時致の關係⁵などがこれにあたる。しかし烏帽子親は烏帽子子にとって信頼できる保護者という側面があったので、元服式だけでなく、婚姻の相手を世話することも一般に見られた。家康の体験は、まさにこの烏帽子子の姿に他ならず、今川家に置かれたのではなく、新邸を造って住ませてもらっている点から見ても、家康の境遇は烏帽子子のそれであったと見てよいのではなからうか。

家康の青年期以前の境遇を「人質」とし、「人質替」と記したのは、『徳川幕府家譜』である。近世以後の人質觀念を基盤に書かれたため、実態は烏帽子親子の關係に近かったのに、少年期の苦勞を強調しようという意識も働き、「人質」と表現したのだと考える。

青年期に達した元康は永祿元年（二五五八）十七歳で初陣をつとめ、義元から太刀一振りを与えられる。元康は松平家の当主として、独自の家臣団を形成し始め、「岡崎衆」を率いて出陣し、武功を挙げ始める。永祿三年（二五六〇）五月には、再婚していた実母「大御方様」にも対面し、同月十九日の桶狭間の合戦で、今川義元が敗死すると、今川家から自立して、岡崎城を居城とし、翌年織田信長と和睦した。ここにおいて永かった元康の「人質」生活は終止符を打つ。元康十九歳の年のことである。徳川家康は六歳から十九歳まで、「人質」としての立場に置かれていたことがわかる。しかし今川氏の人質時代は家康にもかなりの自由があり、実質は中世の烏帽子親子の關係であったといえる。また戦国大名やその家臣として苦勞し、さまざまな経験を積んだことは、元康にとっては逆に大きな財産となつて蓄積されたこと

考えられる。

元康は今川家から離れることに成功したが、妻の関口氏（築山殿）と子の信康の立場は逆に悪くなる。この二人は永祿五年、鶴殿長照の二子と交換されて、岡崎城に戻った。この時の交換は、『家譜』には再び「人質替」と表現されている。夫婦となつても松平元康夫妻は、いつまでもそれぞれの出自に引かれており、政治情勢の変化によつて、代わる代わる人質役を務めていると、世間から見られていたことになる。

元康は永祿五年、清洲で信長と会見し、翌六年に、今川氏からもらった名「元」をやめて、「家康」と改名した。改名は「人質」の立場を脱した自立の証であることがわかる。

永祿六年から七年にかけて起こった三河一向一揆を平定し、七年吉田・田原両城を攻略することによつて、東三河を支配下に入れ、ここには奉行（本多・高力・天野の三人）を置いて民政に当たらせ、永祿九年、松平姓を改めて「徳川」と名乗り、朝廷から従五位下三河守に任じられる⁶。こうして徳川家康が戦国大名として輝かしい活躍を開始する土台が築かれた。

このようにみてみると、家康の幼少時からの人質としての体験は、確かに幸せなものではなかったが、人質としての扱いは、後世ほど過酷なものではなく、他家に預けられ、養子に近い自由度と親愛の情を伴ったものであったことがわかった。中世一般に見られた烏帽子親子の關係であったといえる。さらにこの人質としての幼児期、少年期の経験は、今川氏、織田氏の打ち出す政策を家臣の側から観察する絶好

の機会を家康に与えたのではなからうか。若年にして東三河の一向一揆を平定できた理由は、この人質の経験が生かされたからではないかと思われる。

次に織田信長の天正期以後の安土城と城下町建設の特徴について検討し、果たして「人質」を取る政策が存在したのかどうかをみることにする。

安土城は信長が天正四年（一五七六）の正月から丹羽長秀に命じて普請を執り行わせた城であり、二月には早くも信長は安土にやってきて、丹羽の普請に満足し、名物の「周光」の茶碗を与えている。家臣たちの内、信長の側近く仕える「馬廻衆」には早々と「山下」に屋敷地を与え、家臣の安土への移住を図っている。四月以後、石垣作りが大規模に開始され、観音寺山・長光寺山・伊場山から千、二千、三千と大石を引き下ろしては安土山に上げるといふ難工事、また天守の造営という大工事を行う。大石の運搬は羽柴藤吉郎・滝川一益・丹羽長秀が奉行となり、一万人に助成させて「昼夜、山も谷も動くばかりに」精を出して建設させ、天守については尾張・美濃・伊勢・越前・越中・越後・若狭・畿内の武士たちを動員し、京都・奈良・堺の大工・職人たちを召し寄せて造営させている。⁽²⁾瓦は唐人の「一観」を招いて唐様に作るようにと、信長は命じている。

このように安土城は新しい信長政権の拠点として近江に建設された城であり、城下町には家臣たちを集住させようとしていた。しかし、家臣たちには、戦国期の気風が色濃く残っており、安土城下への集住はなかなか進まなかったようである。戦国期の在地武士たちは、在所

に土着していて、合戦の時に在所から手勢を連れて出陣するのが普通であったからである。

天正六年（一五七八）正月二十九日、信長の弓衆の内の一人・福田与一の「宿」から出火した。信長はこのことを重く見た。火事の原因は「妻子を引き越し候はぬ故、回禄候由」つまり、妻子を安土へ呼んで住ませていないため火事を出した、と断定したのである。そして調べさせたところ、弓衆六十人、馬廻衆百二十人の妻子が安土に来ていないことが判明、折檻として、岐阜中将信忠に命じて、岐阜から奉行を出して、尾張に妻子を置いていた弓衆の私宅を悉く放火し、竹木も伐らせたとされる。信忠は信長の長男で、信長が安土に移ったため、天正四年から岐阜城主となっていた。このため、百二十人の女房たちは、「取る物も取り敢へず」安土に引越してきた。また今度の罪に對する罰として、家臣たちは安土城下で新道造りを課されたという。⁽³⁾

翌天正七年七月、信長は再び信忠に命じて岐阜で井戸才助を生害させている。その理由は「妻子をも、安土へ越し候はで、所々の他家をかずへあるき、不断（普段）、安土にはこれなき、無奉公者」である、その上、「先年謀書」を出した罪による、⁽⁴⁾という。先年の謀書の罪に、今回の妻子を安土に連れてきていないという罪が重なったので、井戸才助は殺害されたことがわかる。

これらの事例から、信長は家臣たちの家族の安土集住はどうしても徹底したい政策であると考えていたことがわかる。その理由は家臣たちの妻子が城下にいないと、他家に泊まり歩き、急な奉公に役に立たない、という考えからであった。このように、天正期以後、信長は安

土に城を築き、城下町をつくって、家臣団を集住させ、迅速な行動を展開することによって、天下の頂点に立つことを意図していたことがわかる。信長は自身の家臣団の家族の集住を推し進めたが、他の戦国大名やその重臣たちについては城下に置いた形跡はない。家臣団の集住が当面の課題であって、「人質」を安土城下に集めることはまだ課題として登場していなかったと考える。

『信長公記』に「人質」の語が登場するのは、「巻十二」の天正七年（一五七九）十一月のことである。信長に刃向かう荒木村重は九月二日、わずか五、六人だけを召し連れて、伊丹の城を落ち、尼崎に移る。伊丹城は十月十五日、信長方の攻撃で壊滅状態になり、火も懸けられた。伊丹城の年寄たちは、「妻子を人質として伊丹に残し置き」、尼崎へ行き、そこにいる荒木村重に意見をして、尼崎城・花隈城を信長方に進上し、その上で妻子を助け出す、という案を持って、彼らは尼崎へ逃げていった。入れ替わって織田方からは信澄が伊丹城中警護の武士を入れる。荒木方の妻子たちは尼崎からの迎えを「はやしおそし」と待つていたが迎えは来なかった。十二月には信長は荒木一類、その妻女、家臣とその妻女、若党など、百二十人、三百八十八人などを、磔、焼き殺しなどとして処罰し、荒木一族妻女の主要な人々は京で成敗された。

『信長公記』に、「生便敷御成敗、上古よりの初めなり」と表現された厳しい処罰が実行された理由は、次の点にあった。尼崎・花隈をなかなか進上せず、「歴々のものども」つまり荒木氏の年寄衆が、「妻子兄弟を捨て、我が身一人宛助かる」方策を考えたからである。これ

は『信長公記』の作者太田牛一でさえ「前代未聞の仕立なり」と驚いたやうなものであった。このことを知った信長は、不憫に思ったが、「倭人懲らしめのため」つまり、荒木村重やその年寄衆を懲らしめるため、こうした大量虐殺に踏み切ったのである。

この荒木村重と伊丹城の人質一件から、伊丹城に残された荒木一族、家臣とその妻子、若党に至るまで、すべてが、荒木村重と少数の年寄たちの「人質」とされて伊丹城に残された人々であったことがわかる。この人質は合戦の最終局面に提供された人質であること、また少数の中心人物を救うために、大量の妻子・家臣・その妻子・従者などが人質として残された点に特徴がある。信長がこうした人質を許すことができなかつた理由は、信長が荒木を「倭人」（心のねじまがつた者）と呼んだ点によく表れていると思う。家族や家臣を見捨てて自分だけが助かりたいと思うような武將を許せなかつたからであろう。したがって伊丹城の人質たちは、人質としての役割を果たすことなく、全員処刑されてしまったのである。そして「我が身一人宛助かる」ことを考えた今回の有様は、「前代未聞」と言われていることから、この時代の常識では、人質が出されれば丁重に扱われ、人質はその役割を果たして交渉によってやがて解放されるのを待つ、というのが普通であったことを示している。人質を出す側にとって最も大切な人を人質として出すのであり、人質提供者と人質とは一心同体であつてこそ、人質として意義がある。したがって、提供者は頭を絞り、熟慮して、自分と人質の両方が助かる方法を考え、交渉するものである、これが戦国期の人質観であつたと思う。これに違反し、提供者のみが助かり、人

質を見捨てるやり方に、信長は激怒したのだと思う。

ところで天正初年に、織田信長の元に送られてきた人質がいる。それは黒田長政である。長政は永禄十一年（一五六八）の生まれであり、父は秀吉の軍師となったことで名高い黒田孝高（如水）、母は柳橋豊後守伊定（則伊とも）の娘である。父孝高がその主君小寺政職とともに信長に属したので、天正五年（一五七七）長政は小寺家の人質として信長に渡された。信長は長政を羽柴秀吉に預けている。そのため長政は秀吉の居城近江長浜城に住むことになった。長政は十歳で人質になったことになる。

この例から、信長は人質を家臣に預けていたことがわかる。自らの城下に置かず、家臣の家で面倒を見させた。このころ信長は播磨略略を羽柴秀吉に任せていたので、播磨姫路城を居城とした小寺家ついで黒田家からの人質は、秀吉に預けたのであろう。このことよって秀吉と黒田孝高・長政との主従関係が形成されることになる。

人質として入った長政はだれがその世話に当たったのであろうか。播磨方面で平定戦を続ける夫秀吉に代わり、長政を預かることができずる人は秀吉正室「おね」以外にはいなかった。織田家に出された人質は、信長がその家臣羽柴秀吉の家に預けたことよって、秀吉の「子飼い」の家臣として成長するという道を進るのである。

長政の初陣は天正十年（一五八二）の中国攻めであり、十五歳の長政は、秀吉軍の中にいた。この年信長が亡くなったので、長政は以後秀吉の家臣としてさまざまな軍事行動に活躍するのである。

このように、織田信長に渡された人質は通常は信長家臣に預けられ

て育てられたのであり、城下町安土に連れてこられたのではなかった。人質にとって厳しい事例としては、荒木一族の妻子や家臣・その妻子、従者の大量虐殺があったが、これは信長の怒りが爆発したことよる、特殊な事例であったと思われる。つまり信長は、政策として人質を広範に取ったり、人質を集住させるような方策は採らなかったといえるのである。

二 豊臣秀吉の人質政策

山崎の合戦、清洲会議などで、信長後継者の地位を得た豊臣秀吉は、人質を政策として確立した人である。

秀吉は婚姻後、実子になかなか恵まれなかったことにより、親族や主な大名から多くの養子養女をとった。徳川家からは家康の次男義伊を養子にして「秀康」と名乗らせ、三男家光には「秀忠」という偏諱を与えている。秀康は十一歳で養子になり、秀忠が偏諱を受けたのは天正十八年（一五九〇）であるから、十二歳の時のことである。

秀吉の養子となった義伊（秀康）は、天正二年（一五七四）の生まれであり、母は家康側室お万の方（永見氏）である。義伊（秀康）が養子になったのは、小牧・長久手の戦いの後の講和のためである。天正十二年（一五八四）十二月、浜松城を出て大坂に入った義伊（秀康）（このころ「於義丸」・「御きいさま」と呼ばれていた⁽¹⁰⁾）は、名目は養子であったが、実質は人質の役目を兼ねていた。『兼見卿記』は「人質」と表現し⁽¹¹⁾、『多聞院日記』は「猶子」「養子」と述べている。人質的ではあ

るが、養子として迎えられたと考える。

小牧・長久手の講和成立時、家康からは、石川数正を使者として、和議誓約の賀を述べたところ、秀吉は羽柴勝雅・富田知行・津田隼人正の三人を返礼に向かわせ、徳川家から一人「養子」を迎えたい旨が述べられ、家康が承諾して、この養子縁組が成立した⁽¹³⁾という。

徳川家からは、小栗大六を「傳」とし、石川数正次男勝千代（康勝）・本多重次長男仙千代（成重）が義伊に従って大坂に下った⁽¹⁴⁾。勝千代・仙千代は義伊とはほぼ同年齢であり、この二人の方からみれば人質としての生活が大坂で始まったことになる。

秀吉は義伊をかわいがったようである。養子として義伊を迎えることが決まったとき、仲立ちとして奔走し、これを機に家康重臣から秀吉家臣に転身した石川数正に、「其方くわいふんあしきようにわいたし候ましく候」と、数正が困るような義伊への取り扱いは絶対にしな⁽¹⁵⁾い、という書状を与えており、「秀吉公養於義丸而愛之」とあるからである。義伊が大坂に着くと、早速秀吉は元服式を挙げさせ、秀吉・家康から一字ずつを取って「秀康」という偏諱を与えた。秀康は羽柴姓をもらい、「料田」（生活の費用）として河内国内で二万石を与え⁽¹⁶⁾れ、豊臣一族大名となる。大坂にやってきた当初は、大坂の筒井氏の屋敷に置かれたが、後、伏見に住んでいる。下にも置かないもてなしぶりであったことがわかる。のち、秀康は天正十八年に結城家の養子になり、下総結城十万一千石を相続する。こうして秀康は豊臣家から独立することになった。

秀康が秀吉の養子になったのは十一歳の時（天正十二年の十二月）で

あった。「秀吉卿大ニ悦ビ、早クモ元服ノ式整へ」、「秀吉公養於義丸而愛之⁽¹⁹⁾」と記されたことから見て、小牧・長久手合戦の講和の条件としての養子であるから、秀康の扱いは丁重なものであったろう。また到着直後に元服式を挙げ、偏諱を与え、河内国内で二万石もの所領を与えていることからみても、人質の側面よりも、養子としての扱いが主であったと思われる。天正十八年、結城家の養子になったとき、秀康は十七歳である。少年時代を豊臣家養子として過ごしたのが、秀康であったといえる。秀忠が秀吉に初めて拜謁し、偏諱を受けたのがこの年であったことは、秀康と秀忠の役割がこの時点で交代するという意味があつたのではなからうか。以後、おねは秀忠を氣遣い、秀忠と物をやりとりするなど、心温まる交流があつたことを示す史料を残している⁽²⁰⁾。

いっぽう豊臣家から徳川家に送られたのは旭姫と大政所である。旭姫は秀吉の異父妹である。彼女は天正十四年、秀康が豊臣家の養子として大坂に来てから二年たつて、家康が再び秀吉の脅威になりはじめたため（城の修築など不穏な動きを家康はなし始めた）、和平をいっそう固めるために（拙稿『山内一豊と千代』参照）、天正十四年五月、旭姫を何人も妻（側室）のいる家康に送り込んだのであつた。

旭姫を迎えるため、徳川家では輿添衆二十人、その肩衣袴、馬六匹などを準備した。祝言に先立つて、両家は互いに「起請文」を取り交わしている。上方からは浅野弥兵衛、富田平右衛門、伊藤太郎左衛門尉、滝川喜大夫などがやってきた。徳川家から出された輿添衆は、内藤、三宅、鳥居、久野、栗生、高力、榊原であり、婚礼の輿は長柄の

奥十二丁、釣輿十五丁、代物三千貫、金銀二駄、「御たうく(道具)ハカすをしらす」という盛儀であった。輿を受け取ったのは、酒井小五郎である。吉田に着いたのは五月十二日、十四日に行列は浜松城に入っている。この婚姻は「政略結婚」そのものである。秀吉は家康を大坂に来させ、臣下の札を取らせなかった。それでもなお大坂城に向いてこない家康に対して、九月二十六日、秀吉は生母「大政所」を家康の上京期間家康のもとに送ることを約束した。『家忠日記』に、「秀吉御母大政所家康様御上洛候人質」とあるように、「大政所」は、明確に家康の身の安全を保証することを示すための「人質」であったといえる。

十月十八日に「人質として」岡崎城に着いた大政所と入れ替わって、二十日に家康は岡崎を出発、二十六日に大坂に着く。家康の留守の間、「大政所為警固」城に残して置かれた老臣は、井伊直政、大久保忠世、本多重政、高力直高、大野康景であり、「大政所ノ屋側ニ柴をツミ」もし豊臣方で「異心アラハ」すぐに焼き殺そうと守りを固めていたという⁽²¹⁾。十月末から十一月はじめの家康と秀吉の会見が無事終わり、十一月十一日に家康が遠江に帰国すると、翌十二日、大政所は輿に乗って遠江を出発する。帰坂の際は井伊直政が付き従って送っていった⁽²²⁾。

大坂に家康が着いたのは十月二十六日であり、翌二十七日に関白秀吉と対面することになっていた。しかし待ちかねた秀吉は二十六日の夜、家康の投宿した秀長亭にやってきて、家康の手を取って、奥の座敷に誘い、思いを込めて語り、秀吉が酌をして酒盛りになったという⁽²³⁾。家康の大坂滞在中に大坂から国元に送られた飛脚によると、「弥御仕

合能」上首尾でことが運んでいることが述べられている。秀吉から家康には「白雲つは」「正宗の脇差」「三好からの刀」「巢大鷹」⁽²⁴⁾からの「はおり」が与えられ、家康からは「御馬十匹」「金子百枚」「なし地の御太刀」が進上された⁽²⁴⁾。秀吉は家康の来坂を心から喜んでいたことがわかる。

大政所は家康の身の安全を保証するための秀吉方から送られた二ヵ月間の人質であったことがわかる。史料の表現には多少誇張があるかもしれないが、大政所は滞在した屋敷を嚴重に固められ、家康に交事があったならば、焼き殺される危険にさらされていたことがわかる。人質となったのは、提供者にとつて大切な親族であるが、生母を差し出すというのは、封建制下では最も重い人質であったといえる。徳川家は四十五歳の当主を送り出すのであるから、秀吉からは当主に釣り合う重要性をもつ生母を提供したのである。人質がもつ役割の重さが、大政所に対する扱いから見えてくる。

徳川家に嫁いだ旭姫は、天正十八年正月、四十八歳で亡くなった。家康の正室であった築山殿がすでにいない徳川家では、旭姫は正室格であり、「御台所」と『家譜』には記されているが、旭姫が亡くなったのが聚楽第であることから見ても、彼女は京や大坂の徳川家の屋敷また聚楽第などで暮らす生活をしていただけではないかと思う。

秀吉は攻略した地域の旧支配者である戦国大名から人質を取り、大坂や京に屋敷を造らせて、そこに大名家の人質を置く、という政策を採用しはじめる。『黒田家譜』に「秀吉公の時より、天下諸大名の妻子を、大坂のめんめんの屋敷に人質に置たり⁽²⁵⁾」と記されるのはこれを

証明している。『藩翰譜藤堂』⁽²⁶⁾にも、関ヶ原合戦前夜のこととして「当時妻や子ども、大坂に留め置きて候へば」とあり、大名の妻子が大坂のそれぞれの屋敷に人質として置かれていたのは、秀吉時代から始まり、その死後関ヶ原合戦直前までこの状態が続いていたことを示している。

長宗我部氏の場合について検討してみよう。長宗我部元親は天正十二年、土佐、讃岐、阿波、伊予を掌中に入れ、四国を平定することに成功していた。それまでの賤ヶ岳合戦、小牧・長久手合戦で、元親は柴田勝家、家康・信雄に味方したため、秀吉は天正十三年、毛利軍などを動員して四国征伐を実施する。これに敗れた元親は降伏し（八月六日）領国は土佐一国に削減されて安堵される。

右の過程で、長宗我部氏の人質が大きな役割を果たす。天正十三年六月十六日、秀吉は弟秀長を大将として、四国に大軍を向かわせた。そのわずか二日後の秀吉書状が『小早川家文書』⁽²⁷⁾にある。

今度長曾我阿波讃岐致返上、実子出之、子共在大坂させ、可致奉公与申候間、既人質雖請取候、伊与儀其方御望之事候間、不及是非、長曾我部人質相返候上、伊与国一職仁其方進之候、自然長曾我部令有免候者、土佐一国可宛行候也、謹言、

天正拾参

六月十八日秀吉（花押）

小早川左衛門佐殿

合戦の始まる前から、長宗我部氏は阿波・讃岐の返上と実子の大坂への人質としての提出を申し出ていたことがわかる。秀吉はすでに人

質を受けとっていた。しかし小早川隆景が伊与をほしいと望んだので、長宗我部氏から来ていた人質は返上し、伊与を隆景に与える、長宗我部氏が降伏すれば、土佐一国を宛行うことにする、と述べたのがこの書状である。

長宗我部氏が人質を出すことを決意したのはこれよりはるか前のことであつたと思う。同年正月十七日と推定される黒田孝高・蜂須賀正勝連署状に「長曾我部種々雖致懇望候、無御許容候」、そのため来る夏（天正十三年の夏）に四国征伐を実施するとあるからである。⁽²⁸⁾四国征伐のはるか前から、長宗我部氏から種々の和平策が講じられ、その中心的な策として人質を大坂に送ることが実行されたと考える。いっぽう、羽柴秀長は同年八月十四日の書状で、伊与衆の人質を一両日中に渡すので、その上で、蜂須賀・黒田が伊与の城を受取り、それを隆景に進上するとしている。⁽²⁹⁾秀長書状は四国征伐の戦後処理に関する文書であり、伊与衆からも人質が豊臣政権に来ていたことがわかる。その人質の解放は城の受取と交換に行われたことが知られる。

長宗我部氏が豊臣政権に提出した人質は「実子」と秀吉が述べているように、元親の子、のちの盛親であつたと考える。盛親は天正三年生まれであるからこの年十一歳である。元親の四男ではあつたが、兄信親が天正十四年に父と共に参陣した九州で没したので、天正十四年、長宗我部家の跡継ぎに決まる。そして父と共に秀吉に仕えて小田原陣、文祿・慶長役と、次々に参陣することになる。盛親の烏帽子親は増田長盛である。この点からも、盛親が大坂に在住して、少年時代、父元親の人質役割を果たしたと考える。

前掲秀吉書状から、秀吉が人質をどのように見ていたのかがわかる。長宗我部氏は阿波・讃岐を返上し、実子を入質として大坂に住まわせ、秀吉に仕えさせたいとして秀吉に送ってきた。四国四箇国を所持している内の二国を残し、それ以外を返上することは、人質を出すことと交換に許してほしい、という意図のもとに人質を出したと言える。実子を入質として差し出すことは、二国を領有することと同じ重さであることがわかる。この人質を秀吉は受けとっていたのだが、長宗我部氏が領有したいと望んだ伊与国を、小早川隆景が望んだので、秀吉は長宗我部氏の人質を帰し、伊与を隆景に「一職」として与えたのである。前の秀吉―元親の契約が破棄されたため、秀吉は人質を帰すことにし、同時に四国征伐を開始した、と考えることができる。

つまりこの段階で秀吉が考える人質は、和平交渉の過程で秀吉の元に送られてくるものであり、交渉が決裂したり、破棄されると、人質は元に戻された。秀吉生母大政所を家康上坂期間に限って人質として送った事例とおなじく、期間限定、用件限定の人質であったといえよう。伊与衆の人質が城の受取が終了するまでの人質であったことも、秀吉の人質観がこの時代に適合的な人質観であり、この時代に一般的な人質は、長期にわたって拘束するような後世の人質ではなかったことが明らかとなる。

三 三都と人質

長宗我部氏から人質が送られたのは大坂であった。秀吉が建設した

都市は大坂・京・伏見である。この三都市の成立と人質策とは密接にかかわっている。秀吉時代の三都の成立過程を見ておくことにする。

大坂は石山本願寺が亡んだあと、池田氏の領有時代を経て、天正十三年から秀吉がその本拠地として城郭建設と城下の整備に着手している。城については、天正十一年九月から本丸の建設を開始し、五層の大天守をもった本丸が完成すると、天正十四年から二の丸を建造、そして秀吉の死の前後に三の丸が築造されたとされる。城下町の範囲は、北は大川、東は猫間川、西は東横堀川、南は空堀通の二キロメートル四方であり、これが秀吉時代の城下町大坂であった。城下には堺の町人を移住させ、城下町西側の下船場にも、町屋が並んだといわれる。

いっぽう古都京都では、関白秀吉の政庁としての聚楽第を新たに建設したことによって、京の景観は変化した。聚楽第は天正十四年の春から建設し始め、十五年秋に完成、十六年後陽成天皇の行幸を迎えた。聚楽第の周りには大名邸宅が立ち並んだ。聚楽第はまさに京に出現した城郭であり、関白の城として京の町の中心に位置づけられた。

京の旧市街に関しては、新しく城下町を作り出すようなわけにはいかず、町の地割りを小さくして、小路を南北に設けるといふ改造を行った。天正十八年寺町―高倉間、堀川以西、押小路以北、松原以南の地域に半町毎に南北路を付け、短冊形地割りを作らせた。そして寺院を寺町（京極）と、寺ノ内（大宮通り西側）に集め、京の町の防備とした。寺院だけでは京の防備は不完全と考えたのである。秀吉は京の四周に「御土居」を廻らす。総延長五里二十六町に及び、旧来の「京の七口」から出入りするという、京の町全体の城塞化を図った。秀吉

時代の都市京都の範囲は北が鷹峯、東が賀茂川、西が紙屋川、南が九条である。

大坂、京に比べて、伏見の城と町が建設されるのは遅く、文禄元年（一五九二）からである。伏見城は秀吉の隠居屋敷として計画されたものであったが、途中で城と城下の建設に変更されている。城の建設は文禄三年からはじまり、淀城の天守・矢倉をここに移し、向島に出城を設けた。大名屋敷も建ち並んだが、慶長元年（一五九六）閏七月の大地震で倒壊している。そこで再建伏見城は指月から木幡山に場所を移して建設することになり、翌年には船入り、学問所、茶亭が完成、城下も再建されている。

このように秀吉政権下では大坂、京、伏見が都市としての機能を發揮し、大名屋敷もそれぞれ建ち並んでいたことが推測される。徳川家は三都にそれぞれ屋敷をもっていた。島津家も大坂・京に屋敷を構えていた。黒田家は大坂の天満に、細川家は玉造に屋敷をもっていた。大名家から人質が送られた時は、それぞれの大名屋敷に入るのが慣わしで、城内の郭に入れられることはなかったといえる。

こうした人質に対して日常、気遣いを見せ、物のやりとりなどをおこなっていたのが、おねである。大名たちに対しては「在京料」が秀吉から与えられており、不自由な暮らしをしていたわけではない。むしろ島津氏の場合のように、国元に対して京、大坂の情勢、地震のこなどを書き送り、情報を国元に提供するという、大切な役割を果たしていた。そして京の聚楽第と大坂城を居所とするおねが、養子・養女の世話をするいっぽう、朝廷に挨拶に出向き、また大名の妻子たち

と良好な関係を結ぶ役割を務めていたのである。⁽²⁰⁾

豊臣秀吉は、天正十一年に大坂を領有し、この地と京、伏見を首都となし、諸政策を遂行するための基地とした。そして全国を伐り従えるに際して、交渉の過程で相手方大名から人質を取り、首都の大名屋敷に置いたり、奉行層の屋敷に預けたりしたと考えられる。秀吉時代から人質が始まったとする『黒田家譜』の記述は正しい。しかし人質とされた大名の妻子は、交渉が破棄されると実家に帰された。これが秀吉時代の政治的人質の第一の形態である。第二の形態の人質は、大坂、京、伏見という都市に日常的に置かれた人質である。こうした一般的大名家からの人質は、大名屋敷で暮らし、在京料を支給され、おねなどとも交流がなされた事実から、行動が制限されたりすることではなく、大名家にとっては重要な情報源となった。しかし都市に大名家から妻子を呼ばせ、大名屋敷に住ませ、豊臣政権に対する「人質」の役割をもたせた点、制度としての人質政策Ⅱ大名妻子の都市集住政策を確立した点は、秀吉政権の特徴であるといえる。

四 関ヶ原合戦前夜の人質

秀吉死後もこの大名妻子の都市集住政策は続けられた。この「人質」問題が緊迫したのは、関ヶ原合戦の前夜である。

慶長三年八月、秀吉が亡くなり、翌四年正月、家康が有馬氏の伏見の邸で舞を觀賞していたところ、伊与を領国とする藤堂高虎が、石田三成らが家康を襲おうとしていることを告げる。その理由は、それま

で家康が秀吉の遺命に背いて大名たちと婚姻を約束していた点にあった。家康は伊達政宗、福島正則、蜂須賀家政と自らの養女の婚姻を約していた。これはこの時期に家康が集中して採用した政策であり、婚姻による味方の結束固めが狙いであると考えられる。これに対して前田利家・宇喜多秀家・毛利輝元・上杉景勝の四大老が、家康・伊達政宗に、「秀吉の遺命に背く」と責めたのである。この事件は二月初め、家康が利家などと、誓書を交わし和解したのだが、この関ヶ原以前の婚姻の約束は、後の合戦時の東西軍の編成と深くかわる。これ以外にも家康は関ヶ原以前に着々と婚姻関係の形成を行っている。

慶長四年閏三月四日、石田三成が大坂から伏見に逃れ、家康を頼るという不可解な事件を起こす。加藤清正・黒田長政など秀吉子飼い大名は、朝鮮遠征の時期から三成と意見が合わず、対立していた。清正・長政らは、三成排斥を図り、それを察知した三成が清正らが総帥と思っている家康の元に逃げ込んだのがこの事件である。これによって三成は居城佐和山に退去することになり、中央政界での発言権は減少する。

残る豊臣四奉行は四月、豊後高田の竹中氏、因幡鳥取の宮部氏の人質を伏見に置かせる。これは秀吉時代の人質制度を継承したものである。この月の十三日、家康は伏見城西の丸に移っており、伏見城は家康の城となっていた。にもかかわらず伏見に五奉行が人質を新たに置いたことは、単に秀吉時代の制度の継承のみに終始し、現実を見ていないやり方ではないかと思う。このころ伏見には森忠政、宇喜多秀家、島津忠恒など多くの大名の屋敷があった。

島津忠恒の正室は従姉妹の「亀寿」である。亀寿は島津義久の娘で、忠恒は島津義弘（義久の弟）の子である。はじめ島津家の家督は忠恒の兄弟久保が継いでいたが、久保が文禄の役で文禄二年に朝鮮で死去したため、その年の九月に石田三成の勧めで忠恒が家督に就いた。亀寿は慶長四年二十七歳、忠恒は二十四歳である。亀寿は島津氏が秀吉に屈服して以来置かれた人質の内の一人である。当時亀寿は伏見の島津邸におり、忠恒の父義弘も伏見にいた。そこで、慶長四年八月大隅にいる島津義久は娘亀寿を領国に帰す計略を義弘と廻らしている。⁽²⁾亀寿の夫忠恒は大隅で領国内の平定戦に暇なかつたためである。このような相談が島津氏の内部でなされているということは、関ヶ原合戦の前の年から、豊臣政権の人質政策が崩壊し始めていることを示しているよう。

慶長四年九月、おねが大坂城西ノ丸を出て京都に移ると、入れ替わりに、家康が大坂城西ノ丸に移る。こうして家康の京・大坂方面の拠点は、大坂城西ノ丸と伏見城となった。

慶長五年の正月の賀を、諸大名は大坂城中の秀頼と家康の二箇所で行うことになる。正月二十五日、細川忠興はその子光千代を江戸に送り、家康の人質とした。不穏な空気の流れの中で、細川家は家康に味方する姿勢を示したことになる。この人質派遣を評価して、家康は細川忠興に、豊後杵築六万石を増加した。

五月三日、家康は会津の上杉景勝征伐を諸大名に告げる。このことによつて、家康の征伐軍に参加するか否かで、家康は味方か敵かが判別できることとなった。前田玄以・長束正家・増田長盛の奉行衆と、

堀尾・生駒・中村らの豊臣恩顧の中規模大名は、家康に対して会津征伐の中止を要請するが、実現しなかった。大名前田氏においては、利家が前年に亡くなっていたので、当主の座に就いた利長は、家康に接近する方向を選択し、生母まつを家康に提供、人質となしていた。家康は五月十七日、まつを江戸に送っている。大大名家から江戸へ送られた徳川政権の人質の第一号といえる。

また家康は六月、豊前の大名黒田長政に、養女を嫁させている。⁽³³⁾この養女は保科正直の娘である。保科氏は武田氏の家臣であったが、このころは徳川氏の家臣となっていた。重臣や親族の娘を養女として、婚姻策によって結束の輪を広げるといふ方策も、人質策と平行して、家康が進めていることがわかる。

前田・増田・長束・石田の四奉行は何とかして家康の軍事編成を阻止しようと努力するが、家康は六月十八日伏見城を出発し、近江、伊勢、三河、遠江、駿河を経て七月二日江戸城に入った。そして七月七日、会津出陣の期日を決め、軍令として発表する。

いっぽう四奉行方では毛利輝元を総帥に迎え、輝元は七月十七日、それまで家康の大坂城内の拠点であった大坂城西ノ丸に入る。この日起こったのが、細川邸でのガラシャの自害である。

四奉行は秀吉政権の人質政策を継承していたことを先に述べたが、このころ、もっと大規模な人質収容政策を打ち出している。奉行方は新たに、家康の会津征伐に従軍するため東国に下った大名の妻子を大坂城中に集め、人質とする方針を立て、その手始めに細川家に奉行方から人数が送られた。細川ガラシャに仕えた「おしも」という名の侍

女の覚書によると、奉行方からの要求は十六日に届けられ、「是非非御上様を人質にお出し願いたい、でなければ押しかけて取る」というものであったという。細川家では前日の十六日に、家臣もガラシャもこの要求を拒否すること、奉行方が押しかけてきたら、ガラシャは自害すると決めていた。⁽³⁴⁾十七日、奉行方が細川邸に向かうと、細川方では前日の相談通りにことを運び、奉行方の軍勢はガラシャの最期より前に引き上げたという。細川邸には火が懸けられ、切腹したのは小笠原・河喜多などの家臣五、六人であり、見物人が大勢いたともいわれる。⁽³⁵⁾

大坂の大名屋敷には、大名の妻や子、それに母親などさまざまな親族が、また重臣やその家族が、豊臣政権に対する人質として暮らしていた。京極高次家では、子忠高が慶長五年に大坂で人質となって暮らし初めており、いっぽう家康方に対しても、七月に家臣山田良利を人質として江戸に送っている。⁽³⁶⁾この七月の江戸への人質は、慶長五年六月、京極高次と家康の大津城での「密約」を担保するためである。

このように、諸大名が安全策として両方に人質を送るのも、普通に見られる事態となりはじめる。慶長八年、徳川秀忠・正室お江(崇源院)の娘初姫が誕生するとすぐに、家康は初姫を京極忠高の正室に決めている。

ガラシャの自害は大坂のそれぞれの屋敷にいた大名妻子に大きな衝撃を与えた。

この時の大坂の大名の妻の対処法は、三通りに分かれる。先ず第一番目は大坂から国元へ密かに逃れ帰る方法を採用した妻たち、二番目は

すぐには国元に帰れなかったがこの事件を含めて大坂の状況を具に夫に知らせ、身の処し方を工夫した妻である。第三番目は、人質として大坂城中に入った妻たちである。

第一のグループは黒田長政の母と妻、加藤清正の妻である。黒田長政（一五六八―一六三三）は黒田孝高の嫡子であり、その母は榎橋豊後守伊定の娘である。長政の妻は、先述のようにこの年の六月六日に婚姻を遂げたばかりの家康養女（保科氏の娘）である。この婚姻の様子を『黒田家譜』は「此時如水（父黒田孝高）は豊前にあり、長政は大坂天満の宅に居たまひけるに、保科弾正忠直の息女を家康公御養子として、長政に嫁せしめんため、江戸より召よせ給ふ、其御息女伏見の城に入て逗留し給ひ、大坂に下り、六月六日長政へ嫁聚の儀あり、輿は家康公の御屋形大坂西の丸より出づ」とあり、長政が家康の養女を妻にしたことで、奉行方からは最も危険視された婚姻であったといえる。保科正直の妻は家康の同母異父の妹であり、長政の妻になった人は家康の姪にあたる。したがって黒田家はこの婚姻の成立をもって明確に家康に加担することを天下に知らせていたことになる。

長政はかねてより、妻子が人質として大坂城中に入れられることがあれば、「いかにもして、我が母上と妻とを、ひそかに恙なく本国へ下すべし、城中に人質にとらるる事なかれ」と家臣母里、栗山などに言い置いて、関東へ出陣していった。ところが「大坂ことの外騒動」してきたので、二人を天満の商人納屋小左衛門の家に隠し、その内倉に六、七日匿かくまわせる。長政邸には奉行方の人数が大勢やってきたが、別の女性を妻と母だとして、「つら吟味」させて切り抜けた。そこに起

こつたのが「ガラシャの自害」という事件である。その騒ぎに紛れて、二人を大きな箱に入れて小舟に乗せ、別の船に伝法で乗り換え、大坂を出てから四日後に、豊前中津に無事到着したという。如水・長政の妻が天満の宅を逃げ出したことは、大坂の城に聞こえ、奉行衆から詮議があつたが、留守居の家臣は逃亡を「たとひ存候へばとて、主人の妻女の落行候行先をいかてが白状申べき」とのべたので、許されたとい（37）う。

こうして黒田長政の妻と母は、黒田父子が徳川寄りであることが以前から明白であつたので、脱出準備を整えて、無事領国に帰国していたことがわかる。

加藤清正（一五六二―一六一一）は黒田長政より六歳年長で、出身が秀吉と同郷であることから、子ども時代から秀吉に仕えた「子飼」大名である。清正の妻は水野忠重の娘で、長政の場合と同様、家康の養女として清正に嫁した。忠重は信長家臣から信雄家臣を経て、秀吉家臣となつていた人で、文禄三年に、秀吉から刈谷で一万五千石を与えられていたが、秀吉の死後急速に家康に近づいていた。そして、この慶長五年七月十九日、帰国途中池鯉ちりゅう鮒宿で殺害されるという災難に遭っている。忠重の娘は慶長四年、十八歳の時に、嫡男熊之助（忠正）を産んでいるので、婚姻は慶長三年かそれ以前ということになり、この慶長五年のころは、赤子を連れて逃げたことになろう。

清正は徳川家康の側近本多正信、西尾吉次に対する慶長五年九月七日付けの書状を残している。その一条に、「拙之女房共（九月一日）今月朔日、熊本ニ至而召寄候」と述べ、清正の妻が熊本に無事避難してきたことを

記している。⁽³⁸⁾ 清正の妻は加藤家臣梶原氏の計らいで大坂から中津へ落ち延び、中津から熊本までは黒田如水(孝高)の計らいで、女房一人を付けてもらって熊本に着いた。⁽³⁹⁾ このとき如水が清正室に与えた品々の注文が残っている。左に示す。

御ちうもん
 よき(夜着) 壱ツ
 あかねのふとん(茜の蒲団) 壱ツ
 まくら 壱ツ
 こそて(小袖)ぬい 壱ツ
 同 はく 壱ツ
 おひ はく たたの 式すち(筋)
 しろあや うらもろうす 壱ツ
 しろきまめんはふたい 壱ツ
 ミのこい(身拭) 壱ツ
 上しき(上敷) 但ふくろあり 壱ツ
 てのこい(手拭) 壱ツ
 あふき 壱ほん
 たひ さうり 壱そく
 みのかミ 式そく

これら十四品目の品々を、清正室は如水から与えられたので、清正の家臣梶原氏が如水に宛てて、確かに頂戴しましたと、注文を書き残したのである。蒲団や枕、着物、手拭い、足袋に草履、手紙を書いための「美濃紙」など、当時の旅に必要なものが与えられていることが

わかって、如水の心遣いがほほえましく伝わってくる史料である。

この受取注文は八月二十六日付であるので、先の引用箇所によると、九月一日に熊本に着いていたことがわかるから、中津―熊本間は五日ほどの行程であったことになる。九月十一日付の書状で、清正は「將又大坂より我等女房共仕合能召下候条、御心安可被思召候」と本多・西尾両氏に報告している。⁽⁴⁰⁾

清正と黒田長政は同じく秀吉「子飼い」の大名であり、同じく家康の養女を妻としており、家康支持の武将たちであった。またどちらも九州に領国を与えられており、共通点が多かった。関ヶ原合戦以前からの繋がりによって、この時点での両家の妻の大坂脱出が可能となつたのであろう。

第二のグループは山内一豊の妻千代のケースである。徳川氏の養女を妻とするようなかねてよりの徳川方大名ではない、一般大名の妻女である。このグループの大名たちには、大きな迷いがあったことである。家康方に組みするか、秀吉のこれまでの恩顧に報いるため、奉行方に就くか、大いに迷っていたと考える。奉行方からの誘いの手紙が千代の文箱の中にあつたらしいことも、⁽⁴²⁾ このことを証明する。こうした夫の迷いに対して決断の材料を提供していたのが、それぞれの妻であつたと思う。島津氏の妻も京・大坂からさまざまな情報を国元に送っていた。人質として大坂や京、伏見にいた妻たちは、夫に向かって情報を提供し続けてきた。それをもとに、このグループの大名は各自の判断を下したのである。このグループの妻たちの動静は判明しない。山内氏の妻千代が大坂城に入った形跡はないので、何とか逃れて

国元の掛川城に帰り着いたのかも知れない。

第三のグループは大坂城中に人質として入れられた妻たちで、池田輝政室、藤堂高虎室、有馬豊氏室、加藤嘉明（重藤）室がそれにあたる。関ヶ原前夜のこの時、奉行たちは大坂城の「本丸」⁽⁴³⁾に人質を収容しようとした。実際に人質となったのは、右の人々である。

池田輝政（一五六四—一六一三）は池田恒興の子息で、織田信長次いで秀吉に仕え、このころ三河吉田城主であった。輝政の最初の妻は中川清秀の娘・糸子である。糸子は利隆を産んだあと、病気のために実家中川家に帰った。二番目の妻は徳川家康息女督姫^{（よめ）}で、文禄三年（一五九四）、秀吉の肝いりで婚儀が整った。婚姻時、輝元は三十一歳、督姫は三十歳である。徳川家康の次女督姫は実名を富子といい、北条氏直に嫁していたが、秀吉の北条征伐で北条氏が滅亡したため、池田輝政との再婚が実現した。政略結婚の代表例の一つではあるが、輝政との間に五人の男子を生み、池田家の家督は糸子の子利隆が継ぐが、以後督姫の子どもたちもそれぞれ幕府から厚遇を受け、大名に取り立てられる。⁽⁴⁴⁾

池田輝政の二妻は家康の息女であるから、三成など五奉行方から見れば、最も人質として有用な女性であったといえる。

藤堂高虎（一五五六一—一六三〇）の妻は長連久の娘である。この人が産んだ高次は藤堂家を嗣いでいる。高虎は近江の土豪の家に生まれ、天正四年（一五七六）二十一歳のころから羽柴秀長（秀吉の弟）に仕えた。秀長の死後、一時秀俊（秀吉の養子の一人）に仕え、秀吉から懇望されて秀吉の直臣になったという。築城術や海戦の指揮に長けていた

とされる。朝鮮の役にも参加した。朝鮮渡海以前から家康に接近し、慶長四年には弟を家康の元に人質として差し出していった。

藤堂高虎の妻は徳川家親戚筋でも、養女でもなかった。この人が奉行方から人質として収容された理由は、高虎自身を奉行方に味方させるための手段であったと考えられる。しかし高虎の場合、細川家と同じく、弟をすでに家康の元に人質として出していたから、西軍への寝返りは困難であったと思われる。

有馬豊氏（一五六九—一六四二）の妻は松平康直の娘・連姫である。

この二人の婚姻も、慶長五年六月という、関ヶ原合戦前夜になされた。家康の婚姻政策の一環である。康直は三河長沢松平氏の流れで、父康忠以来徳川家康に仕え、康忠・康直父子はいずれも家康の御前で元服したという烏帽子子である。徳川氏の譜代家臣であった。康直が文禄二年（一五九三）十月、二十五歳の若さで武蔵国深谷城で没したので、家康が憐れみ、康直の娘二人のうち、長女が成長すれば婿を選んで化粧田を与えようと約束し、当面は康直の妻と長女を本多康高に預けたとされる。そして慶長五年六月に家康はこの長女を「養女」とし、「連姫」の名を与え、有馬豊氏に嫁させ、化粧料七千石を筑後国内に設定したのである。⁽⁴⁵⁾

有馬豊氏は播磨源氏赤松氏の庶流で、豊氏の父則頼は播磨淡河城主であったが、天正十八年秀吉から三田城をもらっていた。その子豊氏は慶長のころ横須賀城を居城としていたので、家康の目に止まったのであろう。豊氏の子忠頼が生まれたのは慶長八年であるから、豊氏と連姫の婚姻はそれ以前となり、慶長五年に婚姻がなされていたとすれ

ば、一五八五年ごろに連姫は生まれていたと推定できる。豊氏とは年の離れた夫婦であったのだろう。

加藤嘉明室は加藤家の家臣堀部氏の娘である。したがって加藤嘉明室の場合も、徳川家康の養女などであったわけではないから、嘉明を奉行方の味方に引き戻すための人質であったといえる。

加藤嘉明（一五六三—一六三二）は少年のころから秀吉に仕えていた秀吉子飼いの大名である。秀吉はこの人を養子の秀勝に付属させたが天正四年（一五七六）以後秀吉の直臣となり、水軍を率いての合戦で優れた才能を発揮した。嘉明は「船奉行」に任じられている。秀吉没後、家康に接近し、会津征伐に従軍している。⁴⁶

右の考察から、池田輝政は文禄三年に家康の娘を妻としていたから、関ヶ原の前より、家康方であることがわかる大名であったことが知られる。有馬豊氏は慶長五年六月という関ヶ原直前に、家康の養女との間に、年齢差が大きいにもかかわらず婚姻が決まっており、急拵えの縁談であったことが見えてくる。徳川氏の娘や養女が大名の妻となった場合、奉行方は最も人質として収容したい部分と見たことであろう。それに対して藤堂高虎、加藤嘉明は、本人の武将としての能力を獲得したために、その妻を人質にしたものと思われる。

以上、関ヶ原合戦前夜の大名の妻たちが、奉行方の人質収容策に巻き込まれたこと、ガラシヤがその第一号として大坂城本丸に入れられようとしたが、それを拒否して自害したこと、このことをきっかけに大名の妻女たちは三様の対処法に分かれたことを検証した。奉行層が城内に人質として入れたがったのは、徳川家康の娘や養女として、大

名家にこの直前の慶長年間、特に慶長五年に急遽なされた婚姻により、大名家に嫁した妻たちであった。このような大名たちは、すでに婚姻の時点で家康へと心が傾いていたと思われるので、人質作戦は成功したとはいえない。

家康方でも前田家のまつを初めとして、大名家の男子を江戸に人質とする方策が進められはじめていた。山内家からは八月、甥の良豊（政豊）を人質として江戸に差し出したところ、家康はこの子を掛川に近い小田原に置いて、⁴⁷京極家からも江戸へ人質が送られたことは前述した。

大坂城中に収容された人質たちはどうなったのであろうか。九月になつて、西軍の足並みの乱れを憂えた石田三成は、大坂城中の増田長盛に連絡して、人質殺害を決めた。しかし、この石田方からの使者が途中で家康方に捕らえられたため、人質は殺害されず、命が助かったのである。⁴⁸

おわりに

戦国大名の人質は、織田氏、今川氏についてみたように、大名の居城に置かれるものではなく、家臣の家に預けたり、新邸を造って置いたりするもので、中世に普遍的に見られた烏帽子親子と同等の、行動の自由がそれほど制限されていないものであった。むしろ場合によっては養子に近い存在であったといえる。

織田信長は岐阜、安土に城下町を構築したが、そこに家臣団の妻子

の居住を命じたものの、他家からの人質を置くことはなく、小寺家の人質黒田長政のように、家臣に預けるといふ、従来からの方法を踏襲している。唯一人質に対して残虐な方法で大量虐殺をなしたのは、荒木村重事件に際してであり、この場合は村重や少数の宿老が、多数の親族や家臣・その妻子・従者を入質にして逃亡したという、その卑劣なやりかた・当時の人々々の人質観とは異なる行動をとったためであると考える。ただし、この事件は人質となった人々が、交渉が決裂すれば殺されるという、後世に見られる前例を残酷な大量虐殺というかたちでつくってしまった、という点で、人質の歴史上画期となる事件であったと思う。この大量虐殺については、以前「縁坐」の問題として考察したことがある⁴⁹。

豊臣秀吉は全国制覇の過程で、人質をとり、それを交渉の場で利用した。この種の人質は大政所や長宗我部氏の人質のように、交渉期間中に置かれたものであり、交渉が終わったり、決裂しても、人質は帰された。したがって恒常的な人質ではなかったといえる。

これに対して大坂、京、伏見に置かれた大名の妻子は、恒常的な豊臣政権に対する大名家からの人質であったといえる。大名の妻子や家臣、その子どもなどが人質となつて、都市の大名屋敷に暮らしていた。かれらは、国元にさまざまな情報を発信する、大切な情報源でもあり、行動が制限されていたわけではない。秀吉から「在京料」が与えられ、政権中枢部では、秀吉正室おねがもつばら大名の妻子と交流を保つていたと考えられる。

豊臣政権は三都に大名家の妻子や家臣その子どもなどを住ませると

いう人質集住政策を初めて実施した政権であった。

秀吉の死後もこの政策は関ヶ原合戦前夜まで継承されたが、徳川家康は慶長初年に、着々と娘や養女と大名家との婚姻を結びせ、なしくずしに人質政策を解体させはじめた。そのため関ヶ原前夜に奉行方から、人質の大坂城本丸収容策が提起され、実行に移されたが、細川邸でガラシャを収容できなかったことで、最初から躓きを味わう。ガラシャの自害は、大名の妻たちに、大きく分類すると三様の対処法を採らせた。奉行方は主に家康の娘や養女として大名家に嫁いだ女性たちや、すぐれた武将の妻女を本丸に収容し、夫である大名たちを奉行方に付かせようとしたのだが、人質自体は三成の作戦の失敗によって、殺されずに解放された。この人質収容策は西軍の一つの切り札として出された策であったと思うが、奉行方の足並みの乱れによって、合戦に大きな影響を与えることなく終わった。

しかし人質を政権の中枢都市に、日常的に置いておくという豊臣政権の政策は、諸政策のうちの一つとして設定された、豊臣政権の政治方針の柱であったと考える。大名家統制の根幹をなす部分であった。

そしてこの政策はしばらくして再び復活する。人質経験のある徳川家康・秀忠からその子家光へと伝えられたが、家康・秀忠時代には制度化されず、家光の時代に、全国的な制度として継承される。参勤交代がそれである。少年時代から人質（実質は烏帽子子であったと考える）

となり、長じては豊臣政権の人質政策を目的の当たりにしてきた家康は、豊臣政権の政策をどう見たのであろうか。一層整備した形で継承したか、それとも、人質政策に批判的であったのか、今後の検討課題で

ある。しかし三代將軍家光の時代、寛永十二年（一六三五）の武家諸法度で、大名、小名は毎年四月交代で江戸に参勤することが決められ、これは十九年、譜代を含む全大名に一般化される。大名や譜代の妻子は「在江戸」が義務づけられた。こうして江戸幕府の大名統制の一環としての人質政策は新たにスタートする。

豊臣政権は信長の死（一五八二年）から秀吉の死（一五九八年）までの足掛け十七年という短い政権であったが、大岡検地を初め革新的な諸政策を短期のうちに確立した。人質という存在についても、前代の人質を、子飼いの武将に育てさせるという点で継承しつつ、新たに交渉の過程で短期的な人質を取り、また三都の大名屋敷に居住させる人質政策として展開した。豊臣政権は画期的な政策をいくつも打ちだした政権であり、大名統制手段の根幹をなす人質の都市居住を、制度として確立した初めての政権であったといえる。

この豊臣政権の人質政策のうち、人質とされた大名の妻子と良好な関係を結び、政策の遂行に大きな貢献をしたのが、秀吉正室おねであった。秀吉生存中のこのおねの果たした人質に対する役割は大きい。三都の大名屋敷にいた大名の妻子と、日常的に親しい関係を形作り、面倒をみるかわりに、大名家のさまざまな情報を得て独自のネットワークを形成していたのが、秀吉正室おねであった。このネットワークは関ヶ原合戦の勝敗が決まった後も温存され、大坂冬・夏の陣のころまで、おねには後家として成すべき役割があったのである。

しかし、秀吉の死後、おねは京の屋敷へ移り、秀吉の菩提を弔う役割に専念する。そのため豊臣家に対する人質となっていた大名妻子の

統制は、担当者を失ったかたちとなり、自然に崩壊し、ガラシヤ自害直後のような混乱状況を生み出したのである。大坂城の淀殿には人質統制の経験はなく、そのために、豊臣政権の人質政策は崩壊することになった。

晩年家康は次のように述べたという。「人質は長く取っておくと、親子であつても親しみが薄れて、効果がなくなってしまう、よくよく親子の間を親しませておいて、時に臨んで人質を取れば、親しみを忘れず恩愛に溺れて人質を捨てかねるものである」と。家康がほんとうにこういつたかどうか真実は確かめようがない。しかし、この言葉の中に戦国期の人質の側面が凝縮されている。親または子が戦国期から織豊政権期にかけて人質となった。しかし、必要に応じて短期に人質として取るから意味をもつのであり、長期間、人質として親子を別々に暮らさせたのでは、人質としての効果はなくなるといえる。家康は短期的な人質こそ、効果をうむものだと考えていた。自らの体験である、大政所の徳川領国下向時や、まつの江戸下向を想定して、このような感想を述べたのであろう。したがって家康の生きていた間に、参勤交代の考えが生まれたとは言にくい。戦国の気風が薄れた家光の段階になって、参勤交代という制度がどのような理念を伴って生まれたのかは、新たに検討課題としなければならないと思う。

注

(1) 鎌倉後期、久我雅忠と典侍大の間に生まれた二条は、十四歳で後深草院の後宮に入り、院の子を産む。しかしその後宮廷を離れて出家し、三十二歳の年から「女西行」になったつもりで、東国へ、尾張・伊勢へ、

敵島・足摺岬・松山へと旅をする。その旅の途中、知り合った女性を訪ねて備後和知に赴いたところ、その地の武士の家で世話になったことで「下人」とみなされ、裁判まで受ける。『とはずがたり』は、久我家の娘で、院の後宮に入った公家の娘が、一時援助を受けたため、地方武士から「下人」とみられた実体験を披露する、得難い体験談である（『新日本古典文学大系50』とはずがたり・たまきはる』岩波書店、一九九四年）。

(2) 奥州五十四郡の太守であった判官政氏が筑紫に流されたことを、帝に訴えるため、太守の御台所とその子安寿姫・厨子王は乳母と共に旅に出る。越後の直江浦で人売りの名人山岡大夫に計られ人買いに売られる。母は佐渡島に連れ去られ、奴婢の身分に落とされ、粟を食べにくる鳥を追う境遇となる。姉弟は丹後由良荘の長者山椒大夫に買い取られ、姉弟は「譜代下人」であるしるしとして、額に焼かれた炭を当てられる。このように、母子共に人買いに売られて奴婢、下人身分に落とされ、辛勞を舐める筋立てになっている（『さんせう大夫』近代日本文学大系『舞の本及古浄瑠璃集』国民図書株式会社、一九二八年）。

(3) 『徳川幕府家譜』はこの時の竹千代を「人質」と表現している（『徳川幕府家譜』写本、早稲田大学所蔵）。

(4) 注(3)に同じ。

(5) 『曾我物語』によると、曾我時致の烏帽子親は北条時政であり、元服時、時政の一字をもらって「五郎時致」と名乗ったという。北条氏の地位は、没落していた曾我氏よりも高かったため、石井進は時政と時致の間の関係は主従関係に近かったと述べている（『中世武士団』小学館、一九七四年）。

(6) 前掲『徳川幕府家譜』など。

(7) 『信長公記』巻九（改訂信長公記）新人物往来社、一九六五年）。

(8) 『信長公記』巻十一。

(9) 『信長公記』巻十一。

(10) 『家忠日記』（統史料大成『家忠日記』臨川書店、一九六七年）。

(11) 『兼見卿記』（史料纂集古記録編『兼見卿記』続群書類完成会、一九

七一年）。

(12) 『多聞院日記』（増補統史料大成『多聞院日記』三教書院、一九三六年）。

(13) 『美作津山松平家譜』（東大史料編纂所に写本）。

(14) 注(13)に同じ。

(15) 『越前黄門行状』（源黄門秀康卿行状並系譜）として東京大学に写本）。

(16) 『美作津山松平家譜』（前掲）。

(17) 『多聞院日記』（前掲）。

(18) 『美作津山松平家譜』（前掲）。

(19) 『越前黄門行状』（前掲）。

(20) 『備中足守木下家文書』（東京大学史料編纂所に写本）。

(21) 『徳川幕府家譜』（前掲）。

(22) 注(21)に同じ。

(23) 『家忠日記』（前掲）。

(24) 注(23)に同じ。

(25) 『黒田家譜』巻之九（新訂黒田家譜）文献出版、一九八三年）。

(26) 『藩翰譜』（新井白石全集）第一巻、国書刊行会、一九七七年）。

(27) 『大日本古文書家わけ第十一 小早川家文書』五五一号（東京大学出版会、一九七一年）。

(28) 『小早川家文書』四三二号。

(29) 『小早川家文書』二二六号。

(30) 拙稿『女人政治の中世』（講談社、一九九六年）、『日本中世女性史論』（塙書房、一九九四年）参照。

(31) 島津義久の息女亀寿は、「当家人しち」として十三年間「在京」していたと、義久が慶長四年の書状で述べている。とすれば亀寿は十五歳から二十七歳までの十三年間を京で人質として過ごしたことになる。亀寿十五歳の年天正十五年（一五八七）は、島津氏が秀吉に屈服した年である。十三年間の在京を終えて、亀寿は慶長四年八月に「帰国」している（『鹿兒島県史料旧記雑録後編』鹿兒島県、一九八三年）。

(32) 『古蹟文徴』（前田家所蔵文書の内、東大史料編纂所に写本）。

- (33) 『黒田家譜』巻之九(前掲)。
(34) 拙稿「戦国期の『家』と女性―細川ガラシャの役割」参照(『京都の女性史』所収、思文閣出版、二〇〇二年)。
(35) 注(34)に同じ。
(36) 『寛政重修諸家譜』巻四一九。
(37) 『黒田家譜』巻之九(前掲)。
(38) 『黒田家文書』一六一号(『黒田家文書』第一巻、本編、福岡市博物館、一九九八年)。
(39) 『黒田家文書』一六二号。
(40) 『黒田家文書』一六七号。
(41) 『黒田家文書』一七二号。
(42) 拙稿『山内一豊と千代』参照(岩波書店、二〇〇五年)。
(43) 『黒田家譜』巻之九(前掲)。
(44) 拙稿『山内一豊と千代』参照。
(45) 『寛政重修諸家譜』巻四十。
(46) 『寛政重修諸家譜』巻七七三。
(47) 拙稿『山内一豊と千代』参照。
(48) 注(47)に同じ。
(49) 拙稿『織豊政権期の女性』参照(前掲『日本中世女性史論』所収)。
(50) 『武功雜記』(改定史籍集覧『武功雜記』臨川書店、一九八三年)。